

インド2014年CSR方針規則の 2021年1月改正について

新旧比較をまじえて

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

I はじめに

2021年1月22日、所定の要件（注15を参照）を充足する会社に対し直近の3会計年度に計上した「純利益」の平均の2%以上の額をCSR活動に支出することを義務づける、インド2013年会社法第135条（「会社の社会的責任（CSR）」）を改正する「2019年改正会社法」（2019年7月31日公布）第21条及び「2020年改正会社法」（2020年9月28日公布）第27条が施行された（補遺1を参照）。そして、それと同時に、会社法第135条の施行規則である2014年CSR方針規則（the Companies（Corporate Social Responsibility Policy）Rules, 2014）を大幅に改正する「2021年改正CSR方針規則」が公布され、一部の規定を除きただちに施行された。

本稿は、2021年改正CSR方針規則による改正を反映したCSR方針規則（以下「新CSR方針規則」）について、2021年1月改正前のCSR方針規則（2020年8月24日最終改正、以下「旧CSR方針規則」）との比較をまじえて逐条整理することを目的としている¹⁾。

次頁に示す表1は、CSR方針規則の条文及び別紙(Annexure)の新旧対応表である。表1のとおり、第1条について改正前後で変更はないことから²⁾、本稿は、第2条以降を対象とする。

II 第2条(用語の定義)

2.1 定義された用語の分類

旧CSR方針規則及び新CSR方針規則（いずれも第2条第1項）によって定義された用語を対照表示すれば、次々頁に示す表2のとおりである³⁾。

¹⁾ 本稿は、2021年3月31日時点の状況に基づき執筆している。

²⁾ 第1条第1項は、施行規則の名称（the Companies（Corporate Social Responsibility Policy）Rules, 2014）を定めている。また、第1条第2項は、施行日（2014年4月1日）を定めている。

表1 CSR方針規則の新旧対応表

旧CSR方針規則		新CSR方針規則		改正状況
第1条	Short Title and Commencement	第1条	Short Title and Commencement	変更なし
第2条	Definitions	第2条	Definitions	すべて差替え*
第3条	Corporate Social Responsibility	第3条	Corporate Social Responsibility	軽微な文言修正
第4条	CSR Activities	第4条	CSR Implementation	すべて差替え**
第5条	CSR Committees	第5条	CSR Committees	第2項のみ差替え
第6条	CSR Policy	—	—	削除
第7条	CSR Expenditure	第7条	CSR Expenditure	すべて差替え
第8条	CSR Reporting	第8条	CSR Reporting	すべて差替え
第9条	Display of CSR Activities on its Website	第9条	Display of CSR Activities on its Website	すべて差替え
—	—	第10条	Transfer of Unspent CSR amount	新設
別紙	Format for the Annual Report on CSR Activities to be Included in the Board's Report	別紙1	Format for the Annual Report on CSR Activities to be Included in the Board's Report for Financial Year Commenced Prior to 1st Day of April, 2020	タイトルのみ修正
—	—	別紙2	Format for the Annual Report on CSR Activities to be Included in the Board's Report for Financial Year Commencing on or after 1st Day of April, 2020	新設
—	—	電子様式	Registration of Entities for undertaking CSR Activities (CSR-1)	新設

*変更されていない定義もある(2.1を参照)。また、第2項(注3を参照)については、改正前後で変更はない。

**タイトルの修正を含む。

(筆者作成)

新CSR方針規則は、11の用語を定義している。これら11の用語は、次の4つのグループに分類することができる。

- ・特段変更が行われなかった用語：(a), (c) 及び(e)
- ・差替えが行われた用語：(d) 及び(f)
- ・新たに定義された用語：(b), (g), (i), (j) 及び(k)
- ・一部が削除された用語：(h)

本節は、新CSR方針規則が定義する11の用語のうち、特段変更が行われなかった3つの用語⁴⁾を除く8つの用語について言及する。

3) CSR方針規則が使用する表現及び用語のうち、同規則が定義していないものの会社法が定義しているものについては、会社法の定義に従う(旧CSR方針規則及び新CSR方針規則第2条第2項)。

4) 3つの用語の定義は、それぞれ次のとおりである。

(a) Act(法)とは、2013年会社法をいう。

(c) Annexure(別紙)とは、CSR方針規則本文に付随する別紙をいう。

(e) CSR Committee(CSR委員会)とは、会社法第135条に基づき設置され、取締役会が所管する会社の社会的責任委員会(Corporate Social Responsibility Committee)をいう。

表2 定義された用語の新旧比較表

旧CSR方針規則		新CSR方針規則		改正状況
(a)	Act	(a)	Act	変更なし
—	—	(b)	Administrative Overheads	新たに定義
(b)	Annexure	(c)	Annexure	変更なし
(c)	Corporate Social Responsibility (CSR)	(d)	Corporate Social Responsibility (CSR)	差替え
(d)	CSR Committee	(e)	CSR Committee	変更なし
(e)	CSR Policy	(f)	CSR Policy	差替え
—	—	(g)	International Organisation	新たに定義
(f)	Net Profit	(h)	Net Profit	第一但書を削除
—	—	(i)	Ongoing Project	新たに定義
—	—	(j)	Public Authority	新たに定義
—	—	(k)	Section	新たに定義

(筆者作成)

2.2 差替えが行われた用語

2.2.1 Corporate Social Responsibility (CSR)

旧CSR方針規則は、CSR(会社の社会的責任)には次のものを含む(これらに限定されない)と定義している。

- (i) 会社法別紙Ⅶ⁵⁾に列挙された活動、地域又は対象に関連するプロジェクト又はプログラム
- (ii) 会社法別紙Ⅶに列挙された活動、地域又は対象に合致するCSR方針(2.2.2を参照)に基づき、CSR委員会からの具申をふまえて会社の取締役会が実施する活動に関連するプロジェクト又はプログラム

これに対し、新CSR方針規則は、CSRを「会社法第135条及びCSR方針規則を根拠とする法的

義務(statutory obligation)に基づき、会社が実施する活動」と定義したうえで、新たに次のとおりCSR活動に該当しない例を列挙している⁶⁾。

- (i) 会社の通常の事業活動の範疇にある活動
- (ii) インド国外において実施される活動(州・連邦直轄領代表のスポーツ選手個人及びインド代表の国際的スポーツ選手個人のインド国外におけるトレーニングを目的とする活動を除く)
- (iii) 会社法第182条「政党に対する寄付の禁止及び制限」に基づく政党に対する直接的又は間接的な寄付
- (iv) 2019年賃金法(The Code on Wages, 2019)第2条(k)に定義された「従業員」⁷⁾が便益を享受する活動

5) 会社法別紙Ⅶ(2020年8月24日最終改正)については、補遺2を参照。

6) 旧CSR方針規則は、CSR活動又はCSR支出に該当しないもの(の一部)について、第4条において提示していた(4.1.4及び4.1.5を参照)。

7) 「従業員(employee)」とは、雇用条件が明示的か黙示的であるかを問わず、手動、操作、監督、管理、経営、技術又は

事務的な仕事に従事させるべく組織が賃金で雇用した熟練、半熟練、未熟練の者(1961年養成訓練法に基づく実習生を除く)及び政府によって労働者と認定された者(インド軍を除く)をいう(2019年賃金法第2条(k))。

8) 2016年通達(1月12日付)は、労働法(Labour Laws)、2013年土地取用法(Land Acquisition Act, 2013)及び1961年養成訓練法(Apprentice Act, 1961)を挙げている

(v) 会社が後援する活動のうち、当該会社が販売する製品又は提供するサービスに関するマーケティング上の便益をもたらすもの

(vi) インド国内において施行された他の法⁸⁾を根拠とする法的義務の履行に要する活動

(i) については、COVID-19対応の但書がある。通常の事業活動としてワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を行っている会社が、2020年度ないし2023年度にCOVID-19関連のワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を実施する場合、次の要件を充足すれば、当該活動はCSR活動に該当する⁹⁾。

- ・会社法別紙Ⅶの(ix)に列挙された機関又は組織と共同で実施する研究開発であること。
- ・取締役会報告書¹⁰⁾において、別途、研究開発の詳細を開示すること。

2.2.2 CSR Policy

IHCSR方針規則は、CSR Policy(CSR方針)について、「会社法別紙Ⅶに列挙された地域又は対象に関連する会社の活動(会社の通常の事業活動の範疇にある活動を除く)及びそれに伴う支出と関連を有する」と定義している。これについては、COVID-19対応の但書がある。通常の事業活動としてワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を行っている会社が、2020年度ないし2023年度にCOVID-19関連のワクチン、薬品及び医療機器の研究開発を実施する場合、次の要件を充足すれば、当該活動はCSR活動に該当する。

(注18を参照)。

9) ちなみに、当該文言は、旧CSR方針規則によるCSR方針の定義の但書(2020年改正CSR方針規則により追加)と同一である(2.2.2を参照)。

10) 取締役会報告書(Board's Report)においては、CSR方針及び当該年度に実施したCSR活動の詳細を開示する(会社法第134条第3項(o))。

- ・会社法別紙Ⅶの(ix)に列挙された機関又は組織と共同で実施する研究開発であること。
- ・取締役会報告書において、別途、研究開発の詳細を開示すること。

それに対し、新CSR方針規則は、CSR方針について、「CSR委員会からの具申をふまえて会社の取締役会が策定したCSR活動の実施方法及び方向性を含む年次行動計画の策定に加えて、CSR活動の選択、実施及びモニタリングに関する行動規範を含む声明」と定義している。なお、注9において言及したとおり、COVID-19対応の但書は、CSRの定義に移行されている。

2.3 新たに定義された用語

2.3.1 Administrative Overheads

新CSR方針規則は、Administrative Overheads(管理活動によって生じた間接費)について、「会社のCSR部門における一般管理活動(general management and administration)によって発生した費用(expense)(特定のCSRプロジェクト又はプログラムの策定、実施、モニタリング及び評価に際し直接生じた費用を除く)」と定義している¹¹⁾。なお、管理活動によって生じた間接費の取扱いは、第7条第1項において定められる(7.2.1を参照)。

2.3.2 Ongoing Project

新CSR方針規則は、Ongoing Project(継続的なプロジェクト)について、次のとおり定義している。

- ・会社がCSR義務(CSR obligation)を履行するために採択した複数年度をまたぐプロジェクトであり、プロジェクトの開始年度を除き3

11) ちなみに、原価計算基準審議会(CASB)は、Administrative Overheadsを「企業(entity)の一般管理活動と関連を有するすべての原価(cost)」と定義している(CASB 2015, Chapter 6)。CSR部門において発生した費用に限定する新CSR方針規則による定義は、CSRの文脈における(限定的な)定義と解すればよいであろう。

年を超えないもの

- ・当初は複数年度をまたぐプロジェクトではなかったものの、正当な理由をもって取締役会が事後的に複数年度をまたぐプロジェクトとして承認したもの

会社法第135条第5項第2但書及び第6項は、「継続的なプロジェクト」及び「継続的なプロジェクトに該当しないプロジェクト」において生じる未支出額（支出不足額）の取扱いを定めている（補遺1を参照）。新CSR方針規則の定義は、「継続的なプロジェクト」の年数の上限を3年とすることを明確にしている。

2.3.3 International Organisation

・Public Authority

新CSR方針規則は、International Organisation（国際機関）について、「1947年国連（特権及び免除）法（United Nations（Privileges and Immunities）Act, 1947）第3条に基づき中央政府から国際機関としての指定を受け、同法別紙の適用対象となるもの」と定義している。なお、国際機関との関係は、第4条第3項において定められる（4.2.2を参照）。

また、新CSR方針規則は、Public Authority（公的当局）について、「2005年情報に対する権利法（Right to Information Act, 2005）第2条（h）において定義された公的当局¹²⁾」と定義している。なお、公的当局との関係は、第7条第4項において定められる（7.2.4を参照）。

12) 公的当局とは、憲法、議会制定法、州議会制定法、政府による通達等によって設立された自治組織をいい、政府の基金によって直接的又は間接的に所有、支配又は実質的な資金援助が行われている組織及び政府の基金によって直接的又は間接的な資金援助が行われているNGOを含む（2005年情報に対する権利法第2条（h））。

2.4 一部が削除された用語

旧CSR方針規則は、CSR活動に対する要支出額の算定基礎となるNet Profit（純利益）について、会社法の定めに基づき作成された財務諸表における純利益¹³⁾をいうとしたうえで、当該純利益から次の項目を控除することとしている¹⁴⁾。

- (i) 在外支店が計上した利益
- (ii) 会社法第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金

そして、旧CSR方針規則は、2つの但書を用意している。第一但書は、2013年会社法以前の会社法である1956年会社法に基づき作成された財務諸表における純利益について、2013年会社法に基づく再計算を要しないこととしている。また、第二但書は、外国会社の純利益について、会社法第198条及び外国会社の会計を規定する同法第381条第1項（a）に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書の数値に基づき算定することとしている。

新CSR方針規則は、2013年会社法の施行に伴う経過的な措置を定めた第一但書を削除することとした。

III 第3条 （会社法第135条の適用対象）

3.1 第1項

旧CSR方針規則は、「親会社（会社法第2条第46項）、子会社（会社法第2条第87項）、インド国内に支店・プロジェクトオフィスを擁する外国会社（会社法第2条第42項）を含むすべての会社は、

13) これは、役員報酬の算定基礎とする純利益を規定する会社法第198条に基づき算定される純利益である。会社法第198条にいう純利益の算定については、赤塚（2020, p. 50及び表10）を参照。

14) 会社法第135条にいう純利益の算定については、赤塚（2020, p. 50）を参照。

会社法第135条第1項が定める要件¹⁵⁾を充足すれば会社法第135条及びCSR方針規則を遵守しなければならない。」としている。これは、会社法第135条及びCSR方針規則の適用対象となる会社の範囲を明確にするものである。

新CSR方針規則は、第1項について特段修正を行っていない。

3.2 第2項

旧CSR方針規則は、会社法第135条第1項が定める要件を3会計年度連続で充足しない会社については、当該要件を再度充足するまで次の義務を免れることとしている。

- (a) CSR委員会を設置すること¹⁶⁾
- (b) (会社法第135条) 第2項ないし第5項の規定を遵守すること

新CSR方針規則は、(b) について、2019年改正会社法及び2020年改正会社法の施行に伴い、「第5項」という文言を「第6項」に差し替えることとした。

IV 第4条 (CSR活動／CSR活動の実施)

4.1 旧CSR方針規則

4.1.1 第1項

CSR活動は、公表されたCSR方針に基づき、(新規の又は継続的な) プロジェクト、プログラム又は活動として、会社によって実施されなければならない。

¹⁵⁾ 会社法第135条第1項は、直近の会計年度において、①純資産が50億ルピー以上、②売上高が100億ルピー以上、③純利益が5,000万ルピー以上のいずれかに該当する会社は、CSR委員会を設置しなければならないとしている。

4.1.2 第2項

会社自身によるCSR活動の実施を念頭に置いた第1項に対し、第2項は、代理機関をつうじてCSR活動を実施できることを明確にしている。会社の取締役会は、CSR委員会が承認したCSR活動を、次のとおり実施するよう決定することができる(第2項本文)。

- (a) 自社単独又は他社と共同で設立した、公益を目的とする会社(会社法第8条)、登録基金(Registered Trust) 又は登録団体(Registered Society)をつうじて実施する。
- (b) 中央政府、州政府、議会制定法又は州法によって設立された主体が設立した、公益を目的とする会社、登録基金又は登録団体をつうじて実施する。

上記以外の公益を目的とする会社、登録基金又は登録団体をつうじてCSR活動を実施する場合には、次の要件を充足しなければならない(第2項但書)。

- ・当該登録基金又は登録団体等が、過去3年間にわたる同様のプログラム又はプロジェクトに関する実績を有すること。
- ・会社が、実施を委託するプロジェクト又はプログラム、基金の使用時期及びモニタリング報告体制を明確にすること。

4.1.3 第3項

第3項は、他の会社とCSR活動を共同実施できることを明確にしている。会社は、それぞれのCSR委員会がCSR方針規則に基づき別個にプロジェ

¹⁶⁾ 会社法第135条第5項に定める要支出額が500万ルピーを超えない会社については、同条第1項に基づきCSR委員会を設置しなくともよい(会社法第135条第9項、補遺1を参照)。

クト又はプログラムを報告できることを条件として、プロジェクト、プログラム又はCSR活動を他の会社と共同実施することができる。

4.1.4 第4項

第4項は、CSR支出（CSR Expenditure）の範囲を明確にしている¹⁷⁾。インド国内において実施されるCSRプロジェクト、プログラム又は活動にかかる支出のみが、CSR支出に該当する。

4.1.5 第5項

第5項は、CSR活動の範囲を定めている¹⁸⁾。会社の従業員とその家族のみが便益を享受するプロジェクト、プログラム及び活動は、会社法第135条にいうCSR活動には該当しない。

4.1.6 第6項

第6項は、管理活動によって生じた間接費¹⁹⁾の取扱いを定めている。会社は、過去3会計年度以上の活動実績を有する機関をつうじて、自社の従業員のCSRスキルを代理機関（公益を目的とする会社等）の従業員が有するスキルと同等の水準に養成することができる。これに要する支出額（管理活動によって生じた間接費）は、会社の1会計年度のCSR支出総額の5%を超えてはならない。

17) CSR支出の範囲については、2014年通達（6月18日付）及び2016年通達（1月12日付）が次のとおり別途明確にしている。

- ・一度限りのイベントに対する支出は、CSR支出に該当しない（2014年通達）。
- ・他の法を根拠とする義務の履行に要する費用は、CSR支出に該当しない（2014年通達及び2016年通達）。
- ・公益を目的とする会社、登録基金又は登録団体に対する寄付は、それらが専ら会社法別紙Ⅶと関連を有するCSR活動を実施するために設立されていれば、CSR支出に該当する（2014年通達）。
- ・従業員によるプロボノ（Pro bono）の貨幣評価額は、CSR支出に算入してはならない（2016年通達）。

18) CSR活動の範囲については、2016年通達（1月12日付）が次のとおり別途明確にしている。

4.2 新CSR方針規則

4.2.1 第1項及び第2項

取締役会は、CSR活動が会社自身によって実施されるか又は次の代理機関²⁰⁾をつうじて実施されることを確実なもの（ensure）しなければならない（第1項）。新CSR方針規則は、一部の代理機関について、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づく登録を新たに求めている。

- ・自社又は他者と共同で設立した、公益を目的とする会社（会社法第8条）、登録慈善基金（registered public trust²¹⁾）又は登録団体であり、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録されたもの
- ・中央政府又は州政府が設立した公益を目的とする会社（会社法第8条）、登録基金又は登録団体
- ・議会制定法又は州法に基づき設立された主体（entity）
- ・公益を目的とする会社（会社法第8条）、登録慈善基金又は登録団体であり、1961年所得税法第12A条及び80G条に基づき登録され、かつ、過去3年間に同様の活動実績を有するもの

また、新CSR方針規則は、CSR活動を実施する代理機関の登録を新たに義務づけている（第2項）。2021年4月1日以降、第1項に列挙された代理

- ・マラソン大会、授賞式、慈善寄付、広告、テレビ番組のスポンサー等、一度限りのイベントは、CSR活動に該当しない。
- ・労働法、2013年土地収用法、1961年養成訓練法等、他の法を根拠とする義務を履行することは、CSR活動に該当しない。
- ・インド国外において実施されるプログラムは、CSR活動に該当しない。

19) 旧CSR方針規則は、管理活動によって生じた間接費を定義していない（表2を参照）。

20) ちなみに、様式「CSR-1」は、代理機関を次のとおり分類している。

- ・会社法第8条に基づき設立された会社で、1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録されたもの
- ・1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録

機関は、様式「CSR-1」²²⁾に必要事項を記入し、中央政府に登録しなければならない²³⁾(第2項(a))。様式「CSR-1」は、勅許会計士、会社秘書役又は原価会計士による証明を受けなければならない(第2項(b))。ポータルサイトをつうじて様式「CSR-1」を提出することにより、代理機関にはCSR登録番号²⁴⁾が自動的に割り当てられる(第2項(c))。

4.2.2 第3項

新CSR方針規則は、新たに国際機関への参画を定めている。会社は、自社の従業員のCSRスキルの養成に加えて、自身が策定したCSR方針に基づくCSR活動の設計、モニタリング及び評価を目的として、国際機関に参画することができる。

4.2.3 第4項

会社は、それぞれの会社のCSR委員会がCSR方針規則に基づき別個にプロジェクト又はプログラムを報告できることを条件として、プロジェクト、プログラム又はCSR活動を他の会社と共同で実施することができる。第4項は、旧CSR方針規則第4条第3項と同様である(4.1.3を参照)。

4.2.4 第5項及び第6項

新CSR方針規則は、新たに取締役会の義務の詳細を規定している。会社の取締役会は、(会社

法第135条に基づく) 拠出額が自身が承認した目的及び手法に使用されるようつとめなければならない。また、CFO又は財務管理責任者は、その効果を担保しなければならない(第5項)。

また、継続的なプロジェクトについて、会社の取締役会は、定められた期間及び年次計画を参照し、その実施状況をモニタリングしなければならない。さらに、会社の取締役会は、定められた期間内におけるプロジェクトの円滑な実施に鑑みて、必要に応じてプロジェクトを修正しなければならない(第6項)。

V 第5条(CSR委員会)

5.1 旧CSR方針規則

5.1.1 第1項

会社法第135条第1項は、CSR委員会の人員構成について、3名以上の取締役をもってCSR委員会を構成し、かつ、そのうち少なくとも1名が独立取締役²⁵⁾でなければならないとしている²⁶⁾。

旧CSR方針規則は、これについて、別途次のとおり定めている。

- ・独立取締役の登用を要しない会社は²⁷⁾、CSR委員会を設置することを目的として、独立取締役を新規に登用しなくてよい。

された登録慈善基金

- ・1961年所得税法第12A条及び第80G条に基づき登録された登録団体
- ・中央政府又は州政府によって設立された公益を目的とする会社(会社法第8条)、登録基金又は登録団体
- ・議会制定法または州法に基づき設立された主体

21) 旧CSR方針規則が登録基金と表記するのに対し、新CSR方針規則は登録慈善基金と表記している。

22) 外部公表用の様式ではないこと及び本誌の紙幅の制約により、様式の提示については割愛する。

23) 2021年4月1日以前に承認されたCSR活動又はプログラムについては、登録を免除される(第2項(a)但書)。

24) 登録番号は、取締役会報告書において開示される(表8及び表9を参照)。

25) 独立取締役(independent director)とは、代表取締役、常勤取締役及び指名取締役以外の取締役であり、本人及び血縁者に関する諸要件を充足する者をいう(会社法第149条第6項)。

26) 取締役総数の3分の1以上が独立取締役であることを求める会社法第149条第4項の適用を受けない会社のCSR委員会は、2名以上の取締役をもって構成すれば足りる(会社法第135条第1項但書)。

27) ①払込資本額1億ルピー以上、②売上高10億ルピー以上又は③負債総額5億ルピー超の公開会社は、2名以上の独立取締役を登用する必要がある(「取締役の登用及び適性に関する施行規則」第4条第1項)。他方、非公開会社は、独立取締役を登用する必要はない。

- ・取締役が2名しかいない非公開会社は、当該2名の取締役をもってCSR委員会を構成すれば足りる。
- ・外国会社は、2名以上の人員をもってCSR委員会を構成し、そのうち1名は会社法第380条第1項(d)に基づき国内居住者として登録されている者とし、その他は当該外国会社が指名した者とする。

- ・会社法別紙Ⅶに列挙されたものと合致するCSRプロジェクト又はプログラムの概要
- ・プロジェクト又はプログラムを実施する方法
- ・資金の利用方法及びプロジェクト又はプログラムの実施スケジュール
- ・プロジェクト又はプログラムのモニタリング及び報告方法
- ・必要に応じて、会社が実施するプロジェクトに関するインパクトアセスメント²⁸⁾の詳細

5.1.2 第2項

会社法第135条第3項は、CSR委員会の義務として、次のものを挙げている。

- CSR方針を策定し、取締役会に具申する。
- CSR方針に基づくCSR活動によって生じる支出額を、取締役会に具申する。
- 会社のCSR方針を、適宜モニタリングする。

(c)について、旧CSR方針規則は、CSR委員会は、会社のCSRプロジェクト、CSRプログラム又はCSR活動の実施をモニタリングすべく、透明性を有する体制を構築しなければならないとしている。

5.2 新CSR方針規則

5.2.1 第1項

新CSR方針規則は、CSR委員会の人員構成の詳細を定める第1項について、特段修正を行っていない。

5.2.2 第2項

新CSR方針規則は、CSR委員会の義務をより詳細に定めている。CSR委員会は、会社のCSR方針に即して、次の事項を含む年次計画を策定し、取締役会に具申しなければならない(第2項本文)。

また、取締役会は、合理性を有する正当な理由を根拠として、CSR委員会からの具申に基づき、会計年度のいかなる時点においても計画を変更することができる(第2項但書)。

Ⅵ 第6条(CSR方針)

会社のCSR方針には、次の事項を盛り込まなければならない(旧CSR方針規則第6条第1項)。

- ・会社法別紙Ⅶに基づき予定しているCSRプロジェクト又はCSRプログラムの一覧で、その実施方法及び時期を明確にしたもの。
- ・CSRプロジェクト又はCSRプログラムをモニタリングするプロセス。

また、CSR方針は、CSR活動によって生じた「剰余 (surplus)」が会社の「事業利益 (business profit)」を構成しないことを明確にしなければならない(旧CSR方針規則第6条第2項)。

新CSR方針規則は、旧CSR方針規則第6条を削除することとした。ちなみに、旧CSR方針規則第6条第1項については、新CSR方針規則によるCSR方針の定義に継承されているとよい

²⁸⁾ インパクトアセスメントの実施については、8.2.3を参照。

(2.2.2を参照)。また、第6条第2項については、新CSR方針規則第7条第2項に継承されていると見てよい(7.2.2を参照)。

Ⅶ 第7条(CSR支出)

7.1 旧CSR方針規則

CSR支出には、CSR委員会からの具申に基づき取締役会が承認したCSR活動に関連するプロジェクト又はプログラムに対するすべての支出を含めなければならない。会社法別紙Ⅶが列挙する諸活動と無関係の活動に伴う支出は、CSR支出に含めてはならない²⁹⁾。

7.2 新CSR方針規則

新CSR方針規則は、CSR支出と、CSRによって生じた剰余の取扱いの詳細を新たに定めている。

7.2.1 第1項

取締役会は、管理活動によって生じた間接費が1会計年度の会社のCSR支出総額の5%を上回らないことを確実なものとしなければならない。

7.2.2 第2項

CSR活動によって生じた剰余 (surplus) は、会社の事業利益 (business profit) の構成要素としてはならない。剰余は、次のいずれかのかたちでCSR活動に用いなければならない。

- ・剰余が生じたプロジェクトに再投資する³⁰⁾。
- ・いったん未支出CSR口座(補遺1を参照)に入金し、CSR方針及び年次計画に即して使用する。
- ・会計年度の終了後6カ月以内に、会社法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出する。

²⁹⁾ CSR支出の範囲については、4.1.4及び注17を参照。

³⁰⁾ CSR活動によって生じた剰余をCSR活動に再投資するための会計処理方法については、インド勅許会計士協会(ICAI)によるTechnical Guide「CSR活動に対する支出の会計処理」によって明確にされている(赤塚2021, pp. 9-10を参照)。

7.2.3 第3項

会社法第135条第5項第三但書は、直近の3会計年度に計上した純利益の平均の2%(要支出額)を超える支出を行った場合、超過支出相当額と次年度以降の要支出額を相殺することを認めている(補遺1を参照)。これについて、新CSR方針規則は、当該年度の超過支出相当額と当該年度から3会計年度内の要支出額を相殺することができることを明確にしている。また、新CSR方針規則は、相殺について次の要件を定めている。

- (i) 相殺が認められる超過支出額には、CSR活動によって生じた剰余を勘案しない。
- (ii) 取締役会決議を経ること。

7.2.4 第4項

次に示す主体が保有することを条件として、固定資産 (capital asset) の製造又は取得に要する支出をCSR支出とすることができる。

- (a) 公益を目的とする会社(会社法第8条)、登録慈善基金又は登録団体であり、公益を目的とし、かつ、第4条第2項に基づきCSR登録番号を有するもの
- (b) CSRプロジェクトの受益者であり、自助グループ等の形態を有するもの
- (c) 公的当局

第4項には、但書がある。2021年改正CSR方針規則の施行以前に会社が製造した固定資産は、同規則の施行後180日以内に当該規定を遵守しなければならない(合理的な理由に基づき取締役会が承認すれば、90日を上限とした期限の延長が認められる)。

VIII 第8条(CSR報告)

8.1 旧CSR方針規則

8.1.1 第1項

2014年4月1日以降に開始する会計年度の会社の取締役会報告書において、別紙(11.1を参照)に示した内容を含むCSRについて年次報告を行わなければならない。

8.1.2 第2項

外国会社については、会社法第381条第1項(b)に基づき会社登記局(ROC)に送付する貸借対照表(写し)に、CSR活動報告に関する別紙を添付しなければならない。

8.2 新CSR方針規則

8.2.1 第1項

各会計年度の会社の取締役会報告書において、別紙I又は別紙IIに示した内容を含むCSRについて年次報告を行わなければならない。

別紙Iに基づく年次報告は、2020年4月1日以前に開始した会計年度を対象とするものであり、旧CSR方針規則別紙と同一の様式である(11.1を参照)。それに対し、別紙IIに基づく年次報告は、2020年4月1日以降に開始した会計年度を対象として新CSR方針規則が新たに提示する様式であり、開示情報の充実が図られている(11.2.2を参照)。

8.2.2 第2項

外国会社については、会社法第381条第1項(b)に基づき会社登記局に送付する貸借対照表(写し)に、CSR活動報告に関する別紙I又は別紙II

を添付しなければならない。第2項については、特段変更は行われていない。

8.2.3 第3項

新CSR方針規則は、所定の要件を充足する会社のCSRプロジェクトについて、新たに「インパクトアセスメント(impact assessment)」の実施を義務づけている。

直近の3会計年度におけるCSR義務の平均が1億ルピー以上の会社は、1,000万ルピー以上の支出があり、かつ、インパクトアセスメントを実施する1年以内に完了したCSRプロジェクトについて、独立機関によるインパクトアセスメントを実施しなければならない(第3項(a))。

インパクトアセスメント報告書は、取締役会に諮ったうえで、CSRに関する年次報告に添付しなければならない(第3項(b))。

インパクトアセスメントを実施する会社は、インパクトアセスメントに要する支出額について、1会計年度のCSR支出総額の5%と500万ルピーのいずれか小さいほうの額を、CSR支出として計上することができる(第3項(c))。

IX 第9条 (CSR活動の ウェブサイトにおける開示)

9.1 旧CSR方針規則

会社の取締役会は、CSR委員会からの具申を勘案し、会社のCSR方針を承認し、取締役会報告書においてその内容を開示しなければならない。それとともに、会社がウェブサイトを持っていれば、

別紙に従って当該ウェブサイトにおいて同様の情報を開示しなければならない。

9.2 新CSR方針規則

会社の取締役会は、パブリックアクセスを目的として、CSR委員会の人員構成並びに取締役会が承認したCSR方針及びプロジェクトを、会社がウェブサイト有していれば、当該ウェブサイトにおいて開示しなければならない。

文言が修正されているとはいえ、ウェブサイトにおいて情報を開示することを義務づけるという点において、旧CSR方針規則から特段変更はないと見てよい。

X 第10条(未支出額の移転)

新CSR方針規則は、会社法第135条第5条及び第6項(補遺1を参照)に基づき未支出CSR口座に

入金した未支出額(支出不足額)について、会社法別紙Ⅶに列挙された基金のなかから拠出する基金が決定されれば、支出不足額を当該基金へと移転しなければならないこととする第10条を新設した。

XI 別紙

11.1 旧CSR方針規則

別紙「取締役会報告書に含めるべきCSR活動に関する年次報告の様式」は、次のとおりである。

1. 会社のCSR方針の概略(CSRプロジェクト・CSRプログラムの概要、CSR方針・CSRプロジェクト・プログラムのウェブリンクを含む)
2. CSR委員会の人員構成
3. 直近の3会計年度の「純利益」の平均
4. 要支出額(3の額に2%を乗じた額)

表3 CSR支出の明細の様式

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
S. No.	CSR project or activity identified	Sector in which the Project is covered	Project or programs (1) Local area or other (2) Specify the State and district where projects or programs was undertaken	Amount outlay (budget) project or programs wise	Amount spent on the projects or programs Sub-heads: (1) Direct expenditure on projects or programs (2) Overheads:	Cumulative expenditure up to the reporting period.	Amount spent: Direct or through implementing agency*
1							
2							
3							
	TOTAL						

*代理機関(implementing agency)の詳細についても言及する。
(旧CSR方針規則別紙)

表4 責任報告書の様式

Sd/ (Chief Executive Officer or Managing Director or Director)	Sd/ (Chairman CSR Committee)	Sd/ (Person specified under clause (d) of sub-section (1) of section 380 of the Act)* (wherever applicable)
---	---------------------------------	--

*インド国内居住者として登録されている者
(旧CSR方針規則別紙)

5. 当該会計年度におけるCSR支出の明細
 - (a) 当該会計年度における支出額の総額
 - (b) 未支出額(あれば)
 - (c) 支出額の明細
6. 直近の3会計年度の「純利益」の平均の2%相当額の一部又は全部を支出しなかった場合には、その理由
7. CSR方針の履行及びモニタリングがCSR方針に準拠していることについて、CSR委員会による「責任報告書 (responsibility statement)」

5について、CSR支出の明細の様式は、前頁の表3のとおりである。また、7について、責任報告書の様式は、表4のとおりである。

11.2 新CSR方針規則

11.2.1 別紙I

別紙I「2020年4月1日以前に開始した会計年度における取締役会報告書に含めるべきCSR活動に関する年次報告の様式」は、旧CSR方針規則別紙と同様の様式である。

11.2.2 別紙II

新CSR方針規則は、次に示す別紙II「2020年4月1日以降に開始した会計年度における取締役会

報告書に含めるべきCSR活動に関する年次報告の様式」を新たに提示している。一目瞭然であるが、別紙Iと比べて、開示する情報の充実が図られている。

1. 会社のCSR方針の概略
2. CSR委員会的人员構成(表5を参照)
3. CSR委員会的人员構成並びに取締役会が承認したCSR方針及びCSRプロジェクトが会社のウェブサイトにおいて開示されている場合には、ウェブリンク
4. 第8条第3項に基づき実施されたCSRプロジェクトのインパクトアセスメントの詳細(適用可能であれば)
5. 第7条第3項に基づき相殺可能な額の詳細(あれば)(表6を参照)
6. 会社法第135条第5項に基づく会社の「純利益」の平均
7. (a) 会社法第135条に基づく直近の3会計年度の「純利益」の平均の2%
 - (b) 前会計年度のCSRプロジェクト、CSRプログラム又はCSR活動によって生じた剰余の額
 - (c) 当会計年度において相殺を要する額(あれば)
 - (d) 当会計年度におけるCSR義務の総額 ((a) + (b) + (c))

8. (a) 当会計年度におけるCSR支出額又は未支出額(表7を参照)
- (b) 当会計年度における継続的なプロジェクトに対するCSR支出額の詳細(表8を参照)
- (c) 当会計年度における継続的なプロジェクト以外のプロジェクトに対するCSR支出額の詳細(表9を参照)
- (d) 管理活動によって生じた間接費の額
- (e) インパクトアセスメントに要した額(あれば)
- (f) 当会計年度における支出額の合計
(b) + (c) + (d) + (e)
- (g) 相殺の対象となる超過支出額(あれば)
(表10を参照)
9. (a) 過去3会計年度における未支出額の詳細
(表11を参照)
- (b) 前会計年度における継続的なプロジェクトに対するCSR支出額の詳細(表12を参照)
10. 固定資産を製造したか又は取得した場合、当会計年度におけるCSR支出をつうじて製造又は取得した固定資産ごとの詳細
- (a) 固定資産の製造日又は取得日
- (b) 固定資産の製造又は取得にかかるCSR支出額
- (c) 固定資産を所有する主体、公的機関又は受益者の詳細
- (d) 製造又は取得した固定資産の詳細(完全な住所及び所在地)
11. 会社法第135条第5条に基づき会社が純利益の平均の2%を支出しなかった場合には、その理由
- また、旧CSR方針規則別紙と同様、責任報告書の様式も提示されている(表13を参照)。

表5 CSR委員会の人員構成

SI. No.	Name of Director	Designation/Nature of Directorship	Number of meetings of CSR Committee held during the year	Number of meetings of CSR Committee attended during the year

(新CSR方針規則 別紙II)

表6 相殺可能な額の詳細

Sl. No.	Financial Year	Amount available for set-off from preceding financial years (in Rs)	Amount required to be set-off for the financial year, if any (in Rs)
1			
2			
3			
	Total		

(新CSR方針規則 別紙II)

表7 当会計年度におけるCSR支出額又は未支出額

Total Amount Spent for the Financial Year. (in Rs.)	Amount Unspent (in Rs.)				
	Total Amount transferred to Unspent CSR Account as per section 135(6).		Amount transferred to any fund specified under Schedule VII as per second proviso to section 135(5).		
	Amount.	Date of transfer.	Name of the Fund	Amount.	Date of transfer.

(新CSR方針規則 別紙II)

表8 当会計年度における継続的なプロジェクトに対するCSR支出額の詳細

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
Sl. No.	Name of the Project.	Item from the list of activities in Schedule VII to the Act.	Local area (Yes/No).	Location of the project.		Project duration.	Amount allocated for the project (in Rs.).	Amount spent in the current financial Year (in Rs.).	Amount transferred to Unspent CSR Account for the project as per Section 135(6) (in Rs.).	Mode of Implementation - Direct (Yes/No).	Mode of Implementation - Through Implementing Agency	
				State.	District.						Name	CSR Registration number.
1.												
2.												
3.												
	Total											

(新CSR方針規則 別紙II)

表9 当会計年度における継続的なプロジェクト以外のプロジェクトに対するCSR支出額の詳細

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(6)	(7)	(8)	
Sl. No.	Name of the Project	Item from the list of activities in schedule VII to the Act.	Local area (Yes/No).	Location of the project.		Amount spent for the project (in Rs.).	Mode of implementation - Direct (Yes/No).	Mode of implementation - Through implementing agency.	
				State.	District.			Name.	CSR registration number.
1.									
2.									
3.									
	Total								

(新CSR方針規則 別紙II)

表10 相殺の対象となる超過支出額

Sl. No.	Particular	Amount (in Rs.)
(i)	Two percent of average net profit of the company as per section 135(5)	
(ii)	Total amount spent for the Financial Year	
(iii)	Excess amount spent for the financial year [(ii)-(i)]	
(iv)	Surplus arising out of the CSR projects or programmes or activities of the previous financial years, if any	
(v)	Amount available for set off in succeeding financial years [(iii)-(iv)]	

(新CSR方針規則 別紙Ⅱ)

表11 過去3会計年度における未支出額の詳細

Sl. No.	Preceding Financial Year.	Amount transferred to Unspent CSR Account under section 135 (6) (in Rs.)	Amount spent in the reporting Financial Year (in Rs.).	Amount transferred to any fund specified under Schedule Ⅷ as per section 135(6), if any.			Amount remaining to be spent in succeeding financial years. (in Rs.)
				Name of the Fund	Amount (in Rs).	Date of transfer.	
1.							
2.							
3.							
	Total						

(新CSR方針規則 別紙Ⅱ)

表12 前会計年度における継続的なプロジェクトに対するCSR支出額の詳細

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
Sl. No.	Project ID.	Name of the Project.	Financial Year in which the project was commenced.	Project duration.	Total amount allocated for the project (in Rs.).	Amount spent on the project in the reporting Financial Year (in Rs).	Cumulative amount spent at the end of reporting Financial Year. (in Rs.)	Status of the project - Completed /Ongoing.
1								
2								
3								
	Total							

(新CSR方針規則 別紙Ⅱ)

表13 責任報告書

Sd/- (Chief Executive Officer or Managing Director or Director).	Sd/- (Chairman CSR Committee).	Sd/- [Person specified under clause (d) of sub-section (1) of section 380 of the Act] (Wherever applicable).
---	-----------------------------------	---

(新CSR方針規則 別紙Ⅱ)

補遺1 会社法第135条の改正

2019年改正会社法及び2020年改正会社法は、会社法第135条を次のとおり改正する。

(a) 第5項本文の文言追加

設立から3年を経過しない会社については、直近の会計年度に計上した「純利益」の2%以上の額を要支出額とする文言を、第5項本文に追加する。

(b) 第5項第二但書の文言追加

継続的なプロジェクトに関連する未支出額に該当しない未支出額については、会計年度の終了後6カ月以内に、会社法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出しなければならないこととする文言を、第5項第二但書に追加する。

(c) 第5項第三但書の新設

第5項に定める「直近の3会計年度に計上した純利益の平均の2%（要支出額）」を上回る支出を行った場合、超過支出相当額と次年度以降の要支出額を相殺する（次年度以降の要支出額の計算において超過支出相当額を控除する）ことを認めることとする第三但書を、第5項に新設する。

(d) 第6項の新設

継続的なプロジェクトに関連する未支出額については、次のとおり取り扱うこととする第6項を新設する。

- ・会計年度の終了後30日以内に、指定銀行³¹⁾に「未支出CSR口座 (Unspent Corporate Social Responsibility Account)」とよばれる特別口座を開設し、未支出額を入金する。

- ・未支出CSR口座への入金後3会計年度以内に、自身のCSR方針に基づき、入金額をCSR活動に支出する。

- ・3会計年度以内に入金額をCSR活動に支出しなかった場合、3会計年度の終了後30日以内に、未支出額を会社法別紙Ⅶに列挙された基金に拠出する。

(e) 第7項の新設

第5項又は第6項を遵守しなかった会社及び当該会社の役員に対する罰則を定める第7項を新設する³²⁾。

- (i) 会社に対して、①会社法別紙Ⅶに列挙された基金への要拠出額又は未支出CSR口座への要預入額に2を乗じた額と、②1,000万ルピーのいずれか小さいほうの額を、罰金として科す。

- (ii) 当該会社の役員に対して、①会社法別紙Ⅶに列挙された基金への要拠出額又は未支出CSR口座への要預入額に10分の1を乗じた額と、②20万ルピーのいずれか小さいほうの額を、罰金として科す。

(f) 第8項の新設

会社法第135条の遵守を担保する必要があると認められる場合、中央政府が会社又は会社集団に対し一般又は特別通達を行うことができることとする第8項を新設する。中央政府より通達を受けた会社又は会社集団は、当該通達を遵守しなければならない。

(g) 第9項の新設

第5項に定める要支出額が500万ルピーを超えない会社については、第1項に基づきCSR委員会を設置せず、CSR委員会の役割機能を取締役会が担うこととする第9項を新

31)「指定銀行 (scheduled bank)」とは、1934年準備銀行法(2019年最終改正)別紙Ⅱに記載された銀行をいう(準備銀行法第2条(c))。

32) 2019年改正会社法が次の罰則を定めていたところ、未施行のまま2020年改正会社法により差替えが行われた。2020年改正会社法は、会社の役員に対する禁錮刑を廃止

することとした。

- ・会社法第135条第5項又は第6項に違反した会社には、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金を科す。
- ・会社法第135条第5項又は同条第6項に違反した会社の役員には、個々に3年以下の禁錮又は(及び)5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金を科す。

設する。

補遺2 会社法別紙Ⅶ

(2020年8月24日最終改正)

会社法別紙Ⅶ「会社のCSR方針に盛り込まれる可能性を有する諸活動」(最終改正:2020年8月24日)は、CSR活動に該当しうる諸活動として、次の12の区分を列挙している。

- (i) ①飢餓・貧困・栄養失調の根絶、②医療(予防医療を含む)・公衆衛生の向上(中央政府が設立したSwach Bharat Koshに対する寄付を含む)、③安全な飲料水の確保
- (ii) ①教育水準の向上(子供、女性、高齢者及び障がい者に対する特別支援教育・職業訓練を含む)、②生活水準向上プロジェクト
- (iii) ①男女平等の促進、②女性のエンパワメントの促進、③女性・孤児の居住・宿泊施設の開設、④老人施設、デイケアセンターその他の高齢者施設の開設、⑤社会的・経済的弱者の不公平を解消する手段の確立
- (iv) ①環境サステナビリティ、②生態系バランスの確保、③動植物愛護、④動物福祉⑤アグロフォレストリー、⑥天然資源保護、⑦土壌・大気・水質の保全(中央政府が設立したClean Ganda Fundに対する寄付を含む)
- (v) ①国家遺産、芸術、文化の保護(歴史的建造物、遺跡、芸術作品の修復を含む)、②公立図書館の開設、③伝統工芸の促進・発展
- (vi) ①退役軍人、戦争未亡人とその扶養家族に対する給付、②中央武装警察(CAPF)及び中央準軍隊(CPMF)の退職者、扶養家族(未亡人を含む)に対する給付
- (vii) 農村部スポーツ、国家的スポーツ、パラリ

ンピック・オリンピック競技の普及促進

- (viii) ①首相による国民救済基金(PMNRF)に対する寄付、②首相による緊急事態における市民援助及び救済基金(PM CARES Fund)に対する寄付、③社会経済の発展、指定カースト・部族・下層階級・マイノリティ・女性の救済及び福祉を目的として中央政府が設立したその他の基金に対する寄付
- (ix) (a) ①中央政府、州政府、公営会社又は中央政府もしくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行うインキュベーターに対する寄付、②中央政府、州政府、公営会社又は中央政府もしくは州政府が設立した代理機関が資金援助を行う科学・技術・エンジニアリング・医学分野の研究開発プロジェクトに対する寄付
- (b) ①インド工科大学(IITs)をはじめとする国公立大学に対する寄付、②核エネルギー局(DAE)、バイオテクノロジー局(DBT)、科学・技術局(DST)、医薬局(Department of Pharmaceuticals)、伝統医学省(AYUSH)、電子情報技術省(MeitY)、防衛研究開発機構(DRDO)、インド農業研究委員会(ICAR)、インド医学研究委員会(ICMR)、科学産業研究委員会(CSIR)が所管し、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進を目的として、科学、技術、エンジニアリング及び医学の研究に従事する国立研究所又は独立機関に対する寄付
- (x) 農村開発プロジェクト
- (xi) スラム街の開発
- (xii) 防災活動(救助、修復及び再建活動を含む)

【付記】

本稿は、日本私立学校振興・共済事業団「2020年度学術研究振興資金（The Science Research Promotion Fund）」による研究成果である。

参考文献

- ◎ Cost Accounting Standards Board (CASB). 2015. *Generally Accepted Cost Accounting Principles*.
- ◎ Deloitte. 2021. *Tax Alert/Delivering Clarity 1 February 2021*.
- ◎ EY. 2021. *Key Amendments to Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2014*. EY Regulatory Alert.
- ◎ Income Tax Department. 2020. *Income Tax Act, 1961*. As Amended by Finance Act, 2020 and Taxation & Other Laws (Relaxation of Certain Provisions) Ordinance, 2020.
- ◎ Institute of Chartered Accountants of India (ICAI). 2020. *Technical Guide on Accounting for Expenditure on Corporate Social Responsibility Activities*.
- ◎ KPMG. 2021. *Implications of Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021*.
- ◎ Ministry of Corporate Affairs (MCA). 2014. *Clarifications with Regard to Provisions of Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 21/2014.
- ◎ ————. 2016. *Frequently Asked Questions (FAQs) with Regard to Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 01/2016.
- ◎ ————. 2019. *Report of the High Level Committee on Corporate Social Responsibility 2018*.
- ◎ ————. 2020a. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020.
- ◎ ————. 2020b. *The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Third Amendment Rules, 2020.
- ◎ ————. 2021a. *The Companies Act, 2013*. As amended by The Companies (Amendment) Act, 2019 and The Companies (Amendment) Act, 2020.
- ◎ ————. 2021b. *Notification Dated the 22nd January, 2021*. S.O. 324(E).
- ◎ ————. 2021c. *Notification Dated the 22nd January, 2021*. S.O. 325(E).
- ◎ ————. 2021d. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014*. As amended by The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021.
- ◎ ————. 2021e. *The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021*.
- ◎ Ministry of Law and Justice. 2005. *Right to Information Act, 2005*.
- ◎ ————. 2019a. *The Code on Wages, 2019*.
- ◎ ————. 2019b. *The Companies (Amendment) Act, 2019*.
- ◎ ————. 2020. *The Companies (Amendment) Act, 2020*.
- ◎ Udyen Jain & Associates (UJA). 2021. *CSR Amendment Rules 2021*.
- ◎ Vinod Kothari & Company. 2021a. *CSR Amendments in Companies (Amendment) Act, 2019 & Companies (Amendment) Act, 2020 and Companies (CSR Policy) Amendment Rules, 2021*.
- ◎ ————. 2021b. *FAQs on CSR 2021 Amendments*.
- ◎ 赤塚尚之. 2019. 「インドのMandatory CSR—関連法規と会計指針—」『彦根論叢』(420) : pp. 52-70.
- ◎ ————. 2020. 「コメンタリー：インド2013年会社法第135条（CSR）及び関連法規（2020年8月24日最終改正）」『滋賀大学経済学部研究年報』(27) : pp. 41-65.
- ◎ ————. 2021. 「インド勅許会計士協会Technical Guide『CSR活動に対する支出の会計処理』」滋賀大学経済学部 Working Paper No. 303: pp. 1-20.

The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 as Amended by the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021

Comparison of the New Rules and Former Rules

Naoyuki Akatsuka

In India, Section 135 of the Companies Act, 2013 obligates a company with a net worth of five hundred crore rupees or more, a turnover of one thousand crore rupees or more, or a net profit of five crore rupees or more during the immediately preceding financial year to spend in every financial year at least two percent of the company's average net profit earned during the three immediately preceding financial years for CSR activities.

On 21st January 2021, the Ministry of Corporate Affairs (MCA) issued two official gazettes to decide the effective date of Section 21 of the Companies (Amendment) Act, 2019 and Section 27 of the Companies (Amendment) Act, 2020. These sections of the amendment Acts amend Section 135. Furthermore, on the same date, MCA issued and gave notification of the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021, which considerably amends the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014.

This paper introduces the details of the new Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 as amended by the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021. It also compares the new rules with the former rules as amended by the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2020 on 24th August 2021.

Keywords: Companies Act, 2013; Companies (Amendment) Act, 2019; Companies (Amendment) Act, 2020; Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014; Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2021

JEL Classification Codes: K22, M49